

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 沖汐 守彦

市町村名 (市町村コード)	姫路市・太子町 (282014)(28464)
地域名 (地域内農業集落名)	丸山・広坂(1) (丸山)・(広坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月3日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内における農地は、基盤整備事業を進めており整備事業対象となる農地については農地中間管理機構へ貸し出され大区画化された農地が広がりつつある。基盤整備事業が完了した農地には、いちご生産者が参入したうえに、露地野菜生産者も本格的な参入を計画している。
主な作物: 水稻、大豆、いちご(施設)、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備事業にて農地が大区画化されるなどハード面の整備が進み、今後、担い手により、農作業が更に効率化されることが見込まれる。地域として、集落営農が担う農地の作業、獣害、及び基盤整備事業の対象とならなかった農地の保安全管理に対し省力化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

丸山地区まちづくり協議会が作成した丸山地区土地利用計画にて農業区域とした農地、及び農業振興地域農用地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手に概ね集積・集約が進んでいる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備事業の実施の際に、地域の農地は農地中間管理機構へ貸付けている。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農組織においては後継者の育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣の目撃・被害発生場所等の情報共有を図り、侵入防止柵や捕獲檻の点検体制の充実をめざす。
 ③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 沖汐 守彦

市町村名 (市町村コード)	太子町 (28464)
地域名 (地域内農業集落名)	広坂(2) 広坂
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、アンケート結果から農業者の平均年齢が68.1歳と高く今後も高齢化が進み、また農業後継者のいない農家も75%も超え、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物として飼料作物の栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者: 16人(うち50歳代以下2人)、団体経営体(広坂営農組合:平成31年3月設立)

主な作物: 水稻、いちご、野菜、山椒等

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である水稻・いちご・山椒について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。併せて新たな作物として飼料作物の団地化や加工・業務用野菜のいちご、山椒、野菜の生産に向けた農業用施設の整備や水田の畑地化を進める。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう鳥獣被害にも対応した必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、各種農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を今後計画する。 水利施設等については、広坂自治会が中心となり適期に補修対策を行うなど、計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、委託できる農作業があれば、地域外の事業所の活用も検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域特産物のいちご、山椒、野菜を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、広坂地区において管理協定の締結を進める。
- ④傾斜地でのり面が高い畑作物が連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
- ⑨今後、水稻以外の生産を飼料作物等を計画し、地域外の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域外の生産者に供給する仕組みを構築する。